

建設業許可申請等をされる皆様へ

平成27年4月1日より、改正建設業法が施行されます

※ 解体工事業の新設については、平成28年春頃施行予定

1. 許可(更新)申請書や添付書類が変わります

➤ 必要書類が追加されます

- ✓ 従来の取締役に加え、顧問、相談役や、100分の5以上の個人の株主等に関する書類が必要となります
- ✓ 営業所専任技術者の一覧表の作成が必要となります

➤ 書類が簡素化されます

- ✓ 役員や令3条使用人の略歴書が大幅に簡素化され、経營業務管理責任者を除き、職歴の記載が不要となります
- ✓ 役員や令3条使用人の一覧表に生年月日や住所の記載が不要となります
- ✓ 財務諸表に記載を要する資産の基準が100分の1から100分の5に緩和されます

➤ 営業所専任技術者の証明が監理技術者資格者証によっても可能になります

➤ 大臣許可業者の許可申請書等の提出部数が正本1部、副本1部に削減されます

2. 暴力団の排除が徹底されます

- 役員等（取締役のほか、顧問、相談役等を含む。）に暴力団員や過去5年以内に暴力団員だった者が含まれている法人、暴力団員等である個人、さらに、暴力団員等に事業活動を支配されている者については、許可を受けられなくなります。また、事後に発覚した場合には許可が取り消されることとなります

3. 許可申請書等の閲覧制度が見直されます

➤ 個人情報閲覧対象から除外されます

➤ 大臣許可業者の許可申請書等の閲覧が都道府県ではできなくなります

平成27年4月1日以降に許可申請書等を提出される方は、書類の綴じ方や様式の変更に御注意ください。

※具体的な提出書類は、「建設業許可申請に必要な様式」一覧、「建設業許可変更届一覧表」を御参照ください。また、新しい様式は、県庁監理課ホームページに3月20日までに掲載する予定です。

- ・平成27年3月31日までに提出される場合は、現行の様式になります。
- ・3月中に申請した書類に不備があり受付ができずに提出が4月になる場合、新様式・綴じ方で提出していただく必要があります。